

## 現代奴隷および人身売買に関する声明（2022年3月期）

本書は2015年に成立した英国現代奴隷法に沿った声明です。シチズングループ（シチズン時計株式会社およびそのグループ会社）は、自社事業およびサプライチェーンを通して人権侵害をしない・加担しないように努めており、以下に現代奴隷および人身売買撤廃のための取組みについて述べます。

### 1. 組織の構造、事業とそのサプライチェーン

シチズングループでは1918年の創業以来時計製造で培ってきた「小型精密技術」をベースに、時計事業、工作機械事業、デバイス事業、電子機器他事業などを展開し、これらの製品の製造・販売を行っています。企業・事業についての詳細は、シチズン時計株式会社のウェブサイトの「企業情報」ページをご参照ください。

なお、英国では、CITIZEN WATCH UNITED KINGDOM, LTD.およびCITIZEN MACHINERY UK LTD.の各グループ会社が製品の販売・サービスの提供などの事業活動を行っています。

シチズングループが製造する製品の原材料、部品や一部の完成品は、国内外の外部のサプライヤーから調達しています。2022年3月期におけるサプライヤーの数は約3,700社であり、調達額の約63%は国内サプライヤーが占めています。海外サプライヤーは主に、中国、フィリピン、タイ、ベトナム、マレーシアの企業です。

### 2. 事業とサプライチェーンにおける現代奴隷と人身売買に関連する方針

シチズングループは、2016年10月に、従前の『シチズングループ企業行動憲章』を『シチズングループ行動憲章』に改定しました。行動憲章は、シチズングループの社会的責任の基本姿勢を示し、また、シチズングループで働く一人ひとりに求められる行動や判断の基準となっています。行動憲章では「人権の尊重」および「責任ある、持続的な調達」について述べており、自社事業だけでなく、サプライヤーや事業パートナーへも児童労働・強制労働の禁止を求める姿勢を明確にするなど、人権に関する部分などを拡充した内容としました。さらに2019年4月には、人権の尊重を明確にするため『シチズングループ人権方針』を策定しました。

サプライチェーンに対しては、2020年4月に『シチズングループCSR調達ガイドライン』（2017年4月策定）を改定し、調達パートナーに協力を要請しています。このガイドラインは、「強制的な労働、非人道的な扱い、児童労働」の禁止に加え、シチズングループがサプライチェーン全体にわたって人権、労働、環境などに関する社会的課題や腐敗防止に取り組み、持続可能な社会の発展を支える責任ある調達の促進を目指すことを目的とした、『国連グローバル・コンパクトの10原則』に沿った内容となっています。

シチズングループは、コンゴ民主共和国およびその周辺国などの紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）を原産地とする対象鉱物（タンタル、スズ、タングステン、金、コバルト）が武装勢力の資

金源となり、紛争や人権侵害および環境破壊を助長していることは、重要な国際問題であると認識しています。そのため 2021 年に「EU 紛争鉱物規則」が適用されることを受け、2021 年 1 月に『シチズングループ紛争鉱物対応方針』を『シチズングループ責任ある鉱物調達方針』に改定し、採掘や取引、取扱い、輸出などを通して、児童労働や強制労働などの人権侵害、環境破壊、紛争、テロリストへの資金提供、マネーロンダリング、汚職などのあらゆるリスク、または不正を伴う資金調達に加担する恐れのある対象鉱物を使用しない方針を掲げ、経済協力開発機構（OECD）が発行した『紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス』に沿って調査を実施しています。

なお、シチズングループは 2005 年 4 月に国連グローバル・コンパクトに参加して以降、『国連グローバル・コンパクトの 10 原則』を支持しています。

### 3.現代奴隷・人身売買についてのデュー・ディリジェンス・プロセスとリスク評価、パフォーマンス指標

上記の『シチズングループ人権方針』に基づき、シチズングループ内で毎年人権・労働関連のモニタリングを行い、職場環境における人権侵害や、児童労働・強制労働が行われていないことを確認しています。2022 年 3 月期は人権デュー・ディリジェンスの実践に向けて、事業上における人権への負の影響を特定しました。ILO 宣言や国連グローバル・コンパクトを参考に作成した「人権デュー・ディリジェンスアンケート」を用いて、国内 14 社、海外 41 社で人権リスク調査を実施しました。アンケート結果から国内外とも顕著な人権リスクは認められませんでした。また、シチズングループ内で外国人技能実習生が在籍する全 3 社を対象に監査を実施し、その結果、パスポートの会社側保管や違法な長時間労働、その他の問題とされる典型的な行動・状況は確認されませんでした。

また、時計事業の第 1 次および第 2 次取引先を対象範囲とし、サプライチェーン上の人権リスクの特定を行いました。その結果、紛争鉱物および原材料調達先の労働環境について、リスクとなり得る可能性を発見しましたので、リスクの最小化に向けた検討を行います。

シチズングループの役員および従業員は、行動憲章に違反した、または違反する恐れのあることを知った場合には、社内または外部のコンプライアンスホットラインへ通報することができます。匿名での通報を可能にするとともに、通報者への不利益な取扱いを禁止することで、通報者の保護を図っています。シチズングループでは、各種のコンプライアンスホットラインの整備を通じて、人権リスクの早期発見および是正に努めています。

サプライチェーンについては、サプライヤーに『シチズングループ CSR 調達ガイドライン』への協力を要請することで、現代奴隷・人身売買を含むサプライチェーン上のリスクの排除に努めています。2022 年 3 月期は、国内外の約 1,900 社に対しサプライヤー向け説明会（リモート形式を含む。）を実施、657 社のサプライヤーに対しセルフアセスメント調査を実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、実態調査（サプライヤー監査の呼称）はリモート形式を採用し、67 社に実施しました。引き続き、セルフアセスメント調査と実態調査の対象を拡大するとともに、サプライヤーによる人権侵害の恐れのある場合には適切な是正措置を要請します。

責任ある鉱物調達の実践については、CSR 調達と併せて実施しており、毎年 2 回開催される「シチズングループ持続可能な調達委員会」で目標と実績の報告を行い、『シチズングループ人権方針』の実現を目指し継続的な取り組み・改善につなげています。

#### 4. 現代奴隷・人身売買撤廃に関する研修・

人権の重要性と、事業活動とのつながりについて理解を深めることを目的とし、2020 年 3 月期より毎年 12 月を「シチズングループ人権月間」に設定しました。『シチズングループ人権方針』や世界人権宣言全 30 条の内容などに関するパネル展示は、国内グループ会社と、海外の 3 社で実施しました。また、「ビジネスと人権」に関する e ラーニングは、国内グループ従業員の 6,220 名（受講率 99.0%）が受講し、海外の 3 社でも実施しました。

「シチズングループ持続可能な調達委員会」では、持続可能な調達に関連するリスクについて理解を深めるため、外部講師を招いてサプライチェーン上の人権問題についての勉強会を開催しました。勉強会では「国際的に認められた人権」とは何であるか改めて基本から学ぶとともに、「ビジネスと人権に関する指導原則」で求められている企業の顕著な人権課題の特定では、尊重すべき人権の主体（ライツホルダー）視点を意識することの重要性を理解しました。また、中国の取引先を対象にした説明会において、腐敗防止方針の内容に関する研修を実施しました。

本声明は、2022 年 6 月 17 日に開催されたシチズン時計株式会社の常勤取締役が出席する経営会議において承認されました。

2022 年 6 月 17 日  
シチズン時計株式会社  
代表取締役社長

佐藤敏彦